

医療法施行条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第69号

医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)

第2条 法第7条の2第4項に規定する条例で定める既存の病床数及び申請に係る病床数を算定するに当たっての補正の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(既存病床数の算定の基準)

第3条 法第7条の2第5項に規定する既存の病床数とみなす条例で定める算定の基準は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

(専属薬剤師の配置の基準)

第4条 法第18条に規定する条例で定める専属の薬剤師の配置の基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

(病院に置くべき従業者及びその員数)

第5条 法第21条第1項第1号に規定する条例で定める病院に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者並びに栄養士 省令に規定する員数

(2) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当な員数

(3) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実情に応じた適当な員数

(病院の施設及びその構造設備の基準)

第6条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める病院の施設は、次のとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌若しくは消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

(2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。）

(3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。）

(4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。）

2 前項各号に掲げる施設の構造設備の基準は、規則で定める。

（療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数）

第7条 法第21条第2項第1号に規定する条例で定める療養病床を有する診療所に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 看護師及び准看護師並びに看護補助者 省令に規定する員数

(2) 事務員その他の従業者 診療所の実情に応じた適当な員数

（療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備の基準）

第8条 法第21条第2項第3号に規定する条例で定める療養病床を有する診療所の施設は、第6条第1項第2号から第4号までに掲げる施設とする。

2 前項に規定する施設の構造設備の基準は、規則で定める。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年4月1日以後に介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項又は第2項の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（次項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の6第1項又は第2項の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けた者とみなされた介護老人保健施設（次項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更にあつては、当該増加部分に限る。）については、当分の間、第2条第1号及び第3条の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入

所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を県において算定する日までの間に限り、附則第2項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第3条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。